

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する 基本的な方針（概要）

平成16年12月2日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第1号

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

配偶者暴力防止法の制定（平成13年4月）により、一定の成果が挙げるとともに、社会の認識も高まってきている。

3 基本方針及び基本計画策定の目的

基本方針は、都道府県が地域の実情に応じて策定する基本計画の指針となるべきものである。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者からの暴力についての通報等及びその対応に関する事項

(1) 通報

ア 一般からの通報

被害者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。国及び地方公共団体においては、通報についての法の規定とその趣旨等について、啓発に努めることが必要である。

イ 医師その他の医療関係者からの通報

医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される。医療関係者は、配偶者からの暴力の被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

ア 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、通報者に対し、被害者に配偶者暴力相談支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。現に被害者に対する危険が急迫している場合は、警察に通報す

るとともに被害者に一時保護を受けることを勧めることが必要である。

イ 警察

警察において配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずることが必要である。

2 被害者の保護に関する事項

(1) 被害者からの相談等に関する事項

ア 配偶者暴力相談支援センター

(ア) 配偶者暴力相談支援センターの機能

配偶者暴力相談支援センターが、被害者の保護を行う上で中心的な役割を果たす。

(イ) 相談を受けた場合の対応

配偶者暴力相談支援センターは、来所した被害者について、話を十分に聴いた上で、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。また、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう留意することが必要である。

イ 警察

(ア) 相談を受けた場合の対応

警察は、加害者について、被害者の意思を踏まえ、検挙するほか、加害者への指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者やその親族、支援者等に対するつきまとい等の行為がある場合は、ストーカー行為規制法の活用を検討することが必要である。

(イ) 援助の申出を受けた場合の対応

警察においては、被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出を受けた場合に、申出が相当であると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、被害者への必要な援助を行うことが必要である。

ウ 人権擁護機関

法務省の人権擁護機関は、配偶者暴力相談支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介などの援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これを止めるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(2) 被害者に対する医学的又は心理学的な指導等に関する事項

ア 婦人相談所

婦人相談所は、心身に大きな被害を受けている被害者に対して、心理判定員等による心理学的諸検査や面接を行い、被害者の心理的な被害の状況を把握して、事案に応じた心理学的側面からの指導等を行うことが必要である。

イ 女性センター等

いわゆる「女性センター」等は、婦人相談所等と連携して、被害者の心身の健康を回復させるための必要な対応をとることが望ましい。

ウ 児童相談所

児童相談所においては、医学的又は心理学的なケアを必要とする子どもに対しては、精神科医や心理判定員等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施することが必要である。

(3) 被害者の保護に関する事項

ア 婦人相談所

婦人相談所は、適当な寄宿先がなく、緊急に保護することが必要であると認められる場合等に、被害者本人の意思に基づき、一時保護を行う施設である。一時保護の期間は、入所者の状況により、事案に応じて弾力的に対応できるよう配慮することが必要である。

イ 被害者の一時保護を委託する施設

婦人相談所一時保護所における一時保護の件数は増加しており、受入れが困難な場合、民間シェルター等に対する一時保護委託の拡大等の対応が必要である。

ウ 婦人保護施設等

婦人保護施設及び母子生活支援施設においては、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。

(4) 被害者の自立の支援に関する事項

ア 就業の促進

配偶者暴力相談支援センターは、被害者の状況に応じて公共職業安定所、職業訓練施設、職業訓練制度等についての情報提供と助言を行い、事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の就業に向けた支援に努めることが必要である。

イ 住宅の確保

地方公共団体は、公営住宅への入居について優先入居や目的外使用の実施等の特段の配慮を行い、配偶者暴力相談支援センターは、住宅の確保についての情報提供等を行う等被害者の住宅の確保に向けた支援に努めることが必要である。

ウ 援護

配偶者暴力相談支援センターは、生活保護制度の適用、母子生活支援施設における保護、児童扶養手当の支給について情報提供等を行うことが必要である。一時保護施設の入所者については、他に居住地がない限り、居住地がない者と認定し、現所在地保護を行うことが必要である。

エ 健康保険

配偶者暴力相談支援センターは、医療保険に関わる相談があった場合、被害者が、被害を受けている旨の証明書（婦人相談所において発行。）を持って保険者へ申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険における組合員の世帯に属する者から外れること等の情報提供等を行うこ

とが必要である。

オ 国民年金

配偶者暴力相談支援センターは、被害者が国民年金の第3号被保険者であって、その配偶者の収入により生計を維持しなくなった場合は、第1号被保険者となる手続きが必要となること等の情報提供等を行うことが必要である。

カ 同伴する子どもの就学

配偶者暴力相談支援センターは、教育委員会や学校と連携し、同居する子どもの就学について情報提供等を行うことが必要である。また、配偶者暴力相談支援センターは被害者や被害者と同居している子どもに対して接近禁止命令が出された場合にはその旨を学校に申し出るよう被害者に促すとともに、教育委員会や学校は、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を適切に管理することが必要である。

キ 住民基本台帳の閲覧等の制限

配偶者暴力相談支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については「不当な目的」があるものとし、交付しない又は閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。

ク その他配偶者暴力相談支援センターの取組

配偶者暴力相談支援センターは、事案に応じ、離婚調停手続についての相談対応、弁護士による法律相談窓口の紹介や、被害者の状況に応じ関係機関への付き添いを行うことなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。

(5) 保護命令制度の利用等に関する事項

ア 保護命令制度の利用

配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し、保護命令の制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行い、被害者が円滑に保護命令の申立てができるようにすることが必要である。

イ 保護命令の通知を受けた場合の対応

警察において裁判所から通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の居所を訪問するなどして危害を防止するための留意事項等を教示するほか、加害者に対しても保護命令を遵守するよう指導警告等を行うことが必要である。

(6) 民間団体との連携に関する事項

ア 婦人相談所

婦人相談所は一時保護の委託先となっている民間団体と連携を図り、被害者にとって安全で利用しやすい場所で保護できるように対応することや、入所者の処遇等について連携を図ること等、実情に応じて民間団体の協力を得ながら被害者の問題解決に向けて協力することが必要である。

イ 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター

婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいても、実情に応じて民間団体と連携を図りながら被害者の保護に取り組むことが必要である。

(7) 婦人相談員の役割に関する事項

婦人相談員は、婦人相談所、福祉事務所等において配偶者からの暴力の被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

(8) 福祉事務所の役割に関する事項

福祉事務所においては、被害者の自立を支援するために、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法の規定に基づく措置を講ずることが必要である。

3 関係機関の連携協力に関する事項

被害者の保護及び自立支援を図るためには、関係機関が共通認識を持ち、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。このためには、関係機関の協議会の設置、被害者の保護及び自立支援のモデルケースを想定し、マニュアル等の形で関係機関の相互の協力のあり方をあらかじめ決めておくことなどが有効であると考えられる。市町村の関係機関も、他の関係機関と連携を図りながら協力するよう努めることが必要である。

4 職務関係者による配慮・研修及び啓発に関する事項

職務関係者においては、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の置かれた立場に配慮して職務を行うことが必要である。職務を行う際は、被害者の安全の確保を第一に、被害者及び支援者に関する秘密の保持に十分配慮することが必要である。また、被害者には、日本在住の外国人や障害のある者も当然含まれていることに十分留意することが必要である。

5 苦情の適切かつ迅速な処理に関する事項

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

6 教育啓発に関する事項

男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要である。啓発を行うに当たっては、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならず精神的暴力及び性的暴力も含まれることに留意することが必要である。

7 調査研究の推進等に関する事項

(1) 加害者の更生のための指導について

国においては、加害者の更生のための指導の方法として、どのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多く、場合によっては、被害者にとって危険なものになり得ることについても十分留意し、被害者の安全を第一に考えつつ、調査研究の推進に努める。

(2) 被害者の心身の健康の回復について

国においては、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(3) 人材の育成等

被害者の保護に係る人材の育成及び資質の向上については、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

8 民間の団体に対する援助等に関する事項

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、国及び地方公共団体と民間団体等とが緊密に連携を取りながら、より効果的な施策の実施を図ることが必要である。民間団体との連携については、様々なものが考えられるが、地方公共団体の判断において、連携内容に応じ、情報提供、資料の提供、財政的援助等の必要な援助を行うことが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針の見直し

策定後3年を目途に見直す。その際は、被害者の保護に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取する。なお、特別の事情がある場合は、3年を待たず見直すこととする。

2 基本計画の策定の手続等の指針

(1) 基本計画の策定

ア 関係部局の連携

基本計画の策定に当たっては、関係部局が連携して取り組むことが望ましい。

イ 関係者からの意見聴取

基本計画の策定に当たっては、被害者の保護に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。また、見直しはそれまでの施策の実施状況等を勘案して行うことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

別添 保護命令の手続